

長崎市立学校の教育職員に関する

業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 5 月

長崎市教育委員会

業務量管理・健康確保措置実施計画について

Ⅰ 計画の趣旨・現状

(Ⅰ) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の長時間勤務を是正し、教育職員がワークライフバランスを充実させ心身ともに健康で、学校・家庭・地域が一体となって、長崎のまちを愛し未来を担う子供たちの育成をめざし、子供たちと十分にに関わりながら質の高い教育活動を展開できるよう、業務量の適正な管理及び健康確保のための取組を総合的に推進するものである。

(Ⅱ) 長崎市立学校の現状

- 長崎市教育委員会では、令和２年４月に、本市が設置する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「長崎市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、長崎市立学校における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和６年度は以下のとおりであった。

【令和６年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月４５時間を上回る割合 (各月のべ人数合計÷１２ か月／調査実施職員数)	月８０時間を上回る割合 (〃)
小学校	月 30.4 時間	8.3%	0.1%
中学校	月 26.9 時間	19%	1.4%
小・中平均	月 29.2 時間	12.1 %	0.56%

- ・ 中学校で月４５時間を上回る割合が１９％と多くなっている。
- ・ 年平均では、中学校よりも小学校の方が超過勤務時間が多くなっている。
- ・ 小学校、中学校ともに、依然として月８０時間を上回る割合が、０％になっていない。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第８条に基づき本計画を策定するものである。

２ 目標

(Ⅰ) 時間外在校時間に関する目標

- １か月時間外在校等時間が４５時間を上回る割合を
令和 ８年度に１５％以下、
令和 ９年度に１０％以下、
令和 10年度に ５％以下、
令和 11年度に ０％を目指す。
- １年間における１か月時間外在校等時間を
令和 11年度までに平均３０時間程度（年間３６０時間以内）となることを目指す。

ただし、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内とする。その場合も、連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ時間外在校等時間45時間超の月は年間6か月までとする。

※『長崎市立学校の教職員の業務量の適切な管理等に関する規則』（上限時間の特例）より

(2) ワークライフバランスや働きがい等に関する目標

- 年間の年次休暇の平均取得日数を令和11年度まで15日以上を維持する。

【令和6年度15.8日】※令和6年度は、年休日数が最大60日。令和8年度1月から年間最大40日。

- 「働きがい改革」についての教職員アンケートにおいて、「進んでいる」（満足している等）という肯定的な割合を、令和11年度までに80%以上にする。【令和6年度63%】

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度の4か年計画とする。

（必要に応じて、目標値の変更など計画の修正を適宜行う。）

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

◆「学校以外が担うべき業務」

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。協力組織となり得るコミュニティスクールの設置を促しつつ、子どもを守るネットワークやPTAなどと連携して、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

（長崎市教育委員会・学校）

- 保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

学校におけるカスタマーハラスメントについての定義を保護者へチラシ等で周知するとともに、長崎市教育委員会に『学校からの相談窓口』を設置し、対応マニュアルをもとに長崎市の法務相談も活用しながら、対応策や法的なアドバイスを受けられるような体制の構築を検討する。

（長崎市教育委員会）

◆「教師以外が積極的に参画すべき業務」

- 校舎の解錠・施錠

管理職員に任せるのではなく、キーボックスを活用し、教職員全員で行うことを共通理解し、実践する。（学校）

- 部活動

令和9年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図る。（長崎市教育委員会）

◆「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」

○ 授業準備

教育研究会の教科部会と連携し、ワークシートや教材、指導案などを教科ごとに整理し、データを共有できるシステムを構築し、教材準備の時間を削減する。(長崎市教育委員会)

○ 学習評価や成績処理

校務支援システムや AI 等の校務 DX を活用し、業務の効率化を図る。(学校)

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化や負担軽減を図る。

○ 各学校の教育課程における年間総時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。(学校)

○ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動や行事等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、会議時間の削減など日課の工夫を行う。(学校)

○ 録音機能付き電話の設置を、予算化を図り令和 9 年度までに拡充を進めていく。

(長崎市教育委員会)

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

○ フレックスタイムの活用を推奨し、ワークライフバランスを意識した個に応じた働き方を促す。(長崎市教育委員会・学校)

○ 心身の健康問題については、学校でストレスチェックの実施を推奨し、高ストレス者には、病院の受診や市教委との面談を促す。市教委として現状や課題を分析し、必要な指導・助言を行うなど職場環境の改善に取り組む。併せて、市や県から派遣されるカウンセラーの活用についても推奨していく。(長崎市教育委員会・学校)

○ 令和 11 年度までに、小・中学校全校において週 1 回以上、教頭（副校長）2 回以上の定時退校日の設定をすすめていく。(学校)

○ 教職員の業務負担を軽減できるように、多様な支援スタッフの配置拡充に努める。

(長崎市教育委員会)

[R7 実績：スクールソーシャルワーカー 12 名、校内別室支援員 135 名、特別教育支援員 160 名、図書館司書 48 名、日本語通級指導員 5 名、ALT 指導員 36 名、学校サポーター 212 名、教員業務支援員小学校 20 名、教頭補佐 5 名、ICT 支援員 12 名、部活動指導員 38 名]

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

○ 取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の在校時間の状況を把握し、年度ごとに総合教育会議において報告する。

○ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるとき

は、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校時間が長時間となっている教育職員がいる学校や業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されること目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- 各学校における働きがい改革の取組が進むよう、様々な機会（校長会・教頭会・経年経過研修・服務規律推進委員会担当者会 等）を捉え各学校へ本計画の周知を行う。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会や学校評議員会等における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働きがい改革に向けた取組を実施する。
- 保護者や地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や各自治会等に対して、「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。

6 その他（参考）

「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」

（「令和７年文部科学省告示第１１４号」令和７年９月２５日改正）から抜粋

第１章 総則

第３節 業務を行う時間の考え方及び上限の原則等

（１）本指針における「勤務時間」の考え方

「超勤４項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。

具体的には、正規の時間外において超勤４項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げるイ及びロに時間を加え、ハ及びニの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、ハについては、当該教職員の申告に基づくものとする。

- イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として服務監督教育委員会が外形的に把握する時間
- ロ 各地方公共団体が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間
- ハ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間
- ニ 休憩時間

第２章 服務監督教育委員会が講ずべき措置等

第３節 留意事項

（３）持ち帰り業務について

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない

文部科学省通知における「自己研鑽」の定義と取扱いについて

○該当通知

○根拠法令：教育公務員特例法 第 21 条第 1 項

自己研鑽について

具体的には以下のような活動が含まれる。

- ## 業務時間との関係

これらの活動は「在校等時間」には含まれず、勤務時間外の活動として扱われる。通知では、「自己研鑽」「ボランティア活動」「保護者との私的な交流」などは、業務時間に含まれないと明記されている。